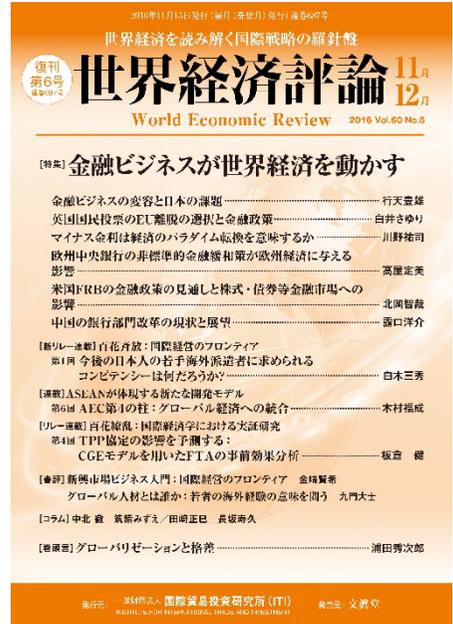


本論文は

世界経済評論 2016年11/12月号

(2016年9月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF



定期購読
期間中

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

デジタル版バックナンバー 読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン販売

AEC第4の柱： グローバル経済への統合

木村 福成

慶應義塾大学経済学研究科委員長
東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）チーフエコノミスト

きむら ふくなり 1958年生まれ。東京大学法学部卒業、ウィスコンシン大学経済学部博士課程修了（Ph.D.）。専攻：国際貿易論、開発経済学。最新著：『東アジア生産ネットワークと経済統合』（共著、慶應義塾大学出版会、2016年）。

ASEAN 経済共同体（AEC）2015の第4の柱「グローバル経済への統合」は、ASEAN 域外国との自由貿易協定（FTAs）網の構築に重点を置いていた。2010年初頭までに日本、韓国、中国、インド、オーストラリア、ニュージーランドとの間でASEAN+1FTAsを締結したことは、大きな成果として評価できる。しかし、2013年に開始した東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）の交渉は難航している。2016年以降のAEC2025では、第5の柱「グローバルなASEAN」の内容を充実させるべく、グローバル・ヴァリュー・チェーンの高度利用を経済統合の目標に据え、質の高いRCEPの構築を目指し、経済外交をFTAs以外のフォーラムにも拡張することによって、ASEAN中心性を強化していくことが望まれる。

1 外に開かれた ASEAN

ASEAN 経済共同体（AEC）2015の第4の柱「グローバル経済への統合」は、① 対外経済関係についての一貫したアプローチと② グローバル・サプライ・チェーンへの参加促進という2つの項目から構成されていた。前者は、ASEANと域外国との間のFTAs網の形成に重点を置いたものである。ここで強調しておきたいのは、ASEAN域外との経済外交、とりわけASEANと域外国との自由貿易協定（FTAs）締結が、AECの1つの柱として位置付けられていることである。

ASEANが経済統合の一環として域外国との関係を重視する理由は、ASEAN経済が1つのまとまった地域として完結しているというよりは、むしろ北東アジアも含め東アジア経済圏を形成しているという点にある。ASEAN自身の域内貿易比率は、2007年以降ほぼ変化なく、25%程度しかない¹⁾。貿易のハブとなっているシンガポールを除くと、おそらく10%台になってしまう。一方、ASEANに日中韓、さらに台湾を加えると、域内貿易比率は優に50%を超える。生産ネットワークは、北東アジアと東南アジアの両方を含む東アジアを1つの固まりとして、展開されている。したがって、①で目標とされている域外国とのFTAs網は、②のグ

ローバル・サプライ・チェーンへの参加促進を目標としていると解釈してもよい。ASEAN は、孤立に耐えるものではなく、域外国と積極的に連携していくべきというのが、AEC2015 の第4の柱の基本的な哲学である。

そして ASEAN は、広域経済統合に関し、リーダーシップとまでは行かなくとも、少なくとも主体性、積極性をもって臨もうとしている。ASEAN 中心性 (centrality) という言葉がある。日本、中国、インド、さらにはアメリカ、欧州連合 (EU)。ASEAN は自らよりも大きな国々に取り囲まれている。しかしそこで、ASEAN をハブとする経済統合を推進し、経済統合のイニシアティブをとっていきいたいというのが、ASEAN 中心性である。それは少なくとも、ASEAN のさまざまな会議に付随する形で ASEAN+x の会議を開催し、周辺国に協議の場を提供しているという意味では、見事に実現している。しかし、経済統合の内容に関与するという意味で ASEAN の存在感の強化に成功していると評価できるか。これが問われるところである。

2 ASEAN+1FTAs の質

AEC2015 の第4の柱のまず挙げるべき成果は、ASEAN+1FTAs による FTAs 網の形成である。ASEAN は、2010 年初頭までに、日本、韓国、中国、インド、オーストラリア、ニュージーランドとの間のいわゆる ASEAN+1FTAs を締結した²⁾。オーストラリアとニュージーランドは ASEAN と1つの協定を結んだので、正確には ASEAN+2FTA である。しかし、便宜上、ASEAN+1FTAs に含めておく。こ

れまでに5つの ASEAN+1FTAs が結ばれ、ASEAN から見て6カ国の FTA パートナーが存在することとなる。東アジアの FTAs 網のハブに ASEAN が座ることになったわけで、立派な成果と評価すべきであろう。なお、ASEAN+1FTAs の一部は、ASEAN 側が単独国の二国間 FTAs と重複して締結されている。

ASEAN+1FTAs の内容を見てみよう。関税撤廃については、Fukunaga and Kuno (2012) が、各 ASEAN+1FTA について、最終的に関税をゼロにすると約束した品目の比率を、ハーモナイズド・システム (HS) 6桁ベースでまとめている。国際貿易商品分類は、HS6桁までは国際的に共通化されている。一方、各国の関税等の貿易政策は、各国独自の HS8～10桁ベースの品目ごとに決められている。表1は、HS6桁の品目ごとに、そこに属する全ての細品目について関税をゼロにすることを約束しているかどうかを基準に、関税撤廃率を集計したものである³⁾。

ASEAN+1FTAs では、ASEAN=インド FTA を除けば、平均89～100%の関税撤廃を約束していることがわかる。これは、ASEAN 内でほぼ例外のない関税撤廃が進んでいることと比べると見劣りがするが、ある程度実効性のあるレベルの協定となっていると評価できる。一方、ASEAN=インド FTA は、そもそもまともな FTA とは呼べないくらいの関税撤廃率しか達成できていない。

Fukunaga and Kuno (2012) が明らかにしたもう1つの興味深い事実は、ASEAN 諸国の関税保持のパターンが協定によって大きくばらついていることである。5つの ASEAN+1FTAs に共通して関税を維持することになっている品目の比率は、ASEAN 全体の平均でわずか0.8%

表1 ASEAN+1 FTAs の最終的な関税撤廃率 (HS6 桁ベース)

	ASEAN- オーストラリア・ NZ	ASEAN- 中国	ASEAN- インド	ASEAN- 日本	ASEAN- 韓国	平均	
						全 ASEAN+1	ASEAN- インド を除く
ブルネイ	99.2%	98.3%	85.3%	97.5%	99.1%	95.9%	98.5%
カンボジア	89.1%	89.9%	88.4%	85.1%	90.8%	88.7%	88.7%
インドネシア	93.1%	92.3%	48.6%	91.2%	91.1%	83.3%	91.9%
ラオス	91.8%	97.4%	80.1%	86.3%	90.0%	89.1%	91.4%
マレーシア	97.3%	92.6%	79.7%	93.9%	92.4%	91.2%	94.1%
ミャンマー	88.1%	93.6%	76.6%	84.9%	91.6%	86.9%	89.5%
フィリピン	95.1%	92.5%	80.9%	97.1%	89.6%	91.1%	93.6%
シンガポール	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
タイ	98.9%	93.5%	78.1%	96.4%	95.1%	92.4%	96.0%
ベトナム	94.8%	92.2%	79.5%	94.2%	89.3%	90.0%	92.6%
オーストラリア	100.0%						
中国		94.7%					
インド			78.8%				
日本				91.9%			
韓国					90.4%		
ニュージーランド	100.0%						
平均	95.6%	94.3%	79.6%	92.6%	92.7%	90.9%	93.6%

(出所) Fukunaga and Kuno (2012).

しかない。99.2%の品目については、5つの協定のいずれかで関税撤廃を約束している。これは、日本の農産品のように強固なロビイングがあって一度も関税削減の対象になっていないというような品目は、ASEANの場合にはほとんど存在しないということである。ASEANにおける関税撤廃の政治経済学を理解する上で重要な事実である。

原産地規則については、Medalla (2015) が、ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) と各 ASEAN+1FTAs の品目別比較をしている。ここでは詳細は割愛するが、ATIGA, ASEAN = 日本 FTA, ASEAN = 韓国 FTA, ASEAN = オーストラリア = ニュージーランド FTA では多くの品目についてビジネスフレンドリーな co-equal rule (付加価値基準か関税品目変更基準のいずれかを満たせばよいとする方式) を採用している。それに対し、ASEAN = 中国 FTA では co-equal rule はほとんど採用されて

おらず、違いが目立つ。さらに、ASEAN = インド FTA は全く異なる厳しい原産地規則を採用している。

FTA 特惠関税の利用については、全ての国でデータが公表されているわけではないので、全体像をつかむのは難しい。しかし、ASEAN あるいは東アジア全体として、次第に利用率が高まってきていることは確かである⁴⁾。

次に、サービス貿易の自由化を見てみよう⁵⁾。サービス貿易の自由化度の数量化は容易でない。協定の約束のレベル、約束の履行状況、現実の自由化度など、いくつかのレベルの自由化度が考えられるが、ここでは協定の約束ベースの自由化度を表す1つの指標、Hoekman index を計算した Ishido and Fukunaga (2012) の結果を紹介する。

Hoekman index は、除かれる障害の深さを測るのではなく、どれだけの分野が自由化対象となったかといういわゆる inventory

approach を採用している。サービス貿易自由化の分野別約束の部分に着目し、各サービス部門における市場アクセスと内国民待遇、4つの取引モードからなる2×4のマトリックスにつき、約束の自由化レベルを①自由化を約束する、②留保付きで約束する、③約束しない、の3種に分類し、それぞれに1点、0.5点、0点を与えて、サービス貿易の自由化約束をごく大雑把に数値化する。表2がその結果である。

表中、AFAS (5)、AFAS (7)とあるのは、ASEAN サービス枠組み協定 (AFAS) の第5、第7パッケージのことである。ASEAN 内のサービス貿易自由化交渉は、その後、2015年までに、第10パッケージまで交渉が進んできている。それらに続き、ASEAN = オーストラリア = ニュージーランド FTA、ASEAN = 中国 FTA、ASEAN = 韓国 FTA の Hoekman index が示されている。国によってかなりの違いが見られるが、ASEAN 平均を見るかぎり、AFAS (7) の自由化コミットメ

ントは ASEAN+1FTAs におけるコミットメントを上回っていることがわかる。ASEAN = 中国 FTA と ASEAN = 韓国 FTA における Hoekman index は、ASEAN、中韓ともに低い。Ishido and Fukunaga (2012) は、世界貿易機関 (WTO) のサービス貿易に関する一般協定 (GATS) における約束に加えどれだけ追加的自由化約束をしているかも計算している。それを見ると、ASEAN = 中国 FTA と ASEAN = 韓国 FTA では、追加的自由化約束は極めて限定的なことがわかる。つまり、これらの FTAs は、サービスを政策モードの1つとして含んでいるが、実質的な自由化はほとんどなしえていない。

ここでは関税撤廃、原産地規則、サービス貿易の自由化のみを見てきたが、ASEAN が ASEAN+1FTAs のハブとなったということは大きな成果であり、また ASEAN+1FTAs の質も、少なくともモノの貿易に関しては自由化を享受できるレベルに達しているものと評価でき

表2 ASEAN および ASEAN+1 FTAs におけるサービス貿易自由化度 (Hoekman index, 全サービス部門の平均)

	AFAS(5)	AFAS(7)	ASEAN= オーストラリア -NZ FTA	ASEAN= 中国 FTA	ASEAN= 韓国 FTA
ブルネイ	0.17	0.23	0.18	0.05	0.08
カンボジア	0.40	0.41	0.51	0.38	0.38
インドネシア	0.18	0.36	0.29	0.09	0.18
ラオス	0.09	0.34	0.24	0.02	0.07
マレーシア	0.22	0.34	0.31	0.11	0.20
ミャンマー	0.20	0.36	0.26	0.04	0.06
フィリピン	0.22	0.33	0.26	0.11	0.17
シンガポール	0.28	0.39	0.44	0.30	0.33
タイ	0.30	0.50	0.36	0.25	NA
ベトナム	0.31	0.38	0.46	0.34	0.32
ASEAN 平均	0.24	0.36	0.33	0.17	0.20
オーストラリア			0.52		
ニュージーランド			0.51		
中国				0.28	
韓国					0.31

(出所) Ishido and Fukunaga (2012).

る。

3 RCEP 交渉の難航

「対外経済関係についての一貫したアプローチ」のもう1つの課題は、東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）の締結であった。

RCEP は、ASEAN10 カ国に FTA パートナーである日本、韓国、中国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの6カ国を包摂する FTA 構想である。2012年11月、プノンペンにおける東アジアサミットの際に交渉開始が宣言され、13年5月に交渉開始、15年末までの交渉妥結を目指していた。RCEP 交渉には、財貿易、サービス貿易、投資、経済・技術協力、知財、競争、紛争解決、法的・制度的課題、電子商取引に関する作業部会が設けられ、広範なトピックが議論されてきた。しかし、その後交渉は難航し、2016年内の交渉妥結も難しい状況である。

ASEAN が RCEP 開始を自らの目標とした第1の理由は、それが ASEAN 中心性を維持・強化する有効な手段だと考えたからであろう。図体は大きいが協調性を欠くところのある近隣国をとりまとめ、広域東アジアのハブとして地域全体の経済統合を先導する。確かにこれができれば、ASEAN 中心性は高まるだろう。

第2の理由は、期待される経済効果のほずである。RCEP ができれば、生産ネットワークが広がりつつある拡大東アジアが全てカバーされ、地域経済は活性化され、ひいては ASEAN のためにもなるだろう。しかし、ASEAN の立場から見ると、ここの部分の論理がやや弱いところが、ASEAN が一体となって RCEP に積

極性を見せきれない1つの原因となっている。

関税について見ると、ASEAN はすでに6カ国と FTAs を締結済みなわけで、それら ASEAN+1FTAs と同レベルの関税撤廃しか勝ち取れないのであれば、むしろ域外6カ国の間が RCEP によって結ばれることによる貿易転換によって、ASEAN の社会的厚生は低下してしまう可能性がある。だからこそ、高いレベルの自由化、少なくとも関税撤廃率95%を目指すべきなのであるが、それはどうも実現しそうにない。RCEP 交渉では、まずインドが、関税撤廃について極めて消極的なスタンスを示してきた。中国も、国内改革に忙しく、RCEP では追加的な政策変更を最低限にとどめたいということで、インドに追随する。このことから、2015年8月の経済大臣会合では、関税に関しては10年間で80%の品目について撤廃するという極めて低いレベルの自由化で妥協する案が採択されたと伝えられる。

内向きの貿易政策で世界中に迷惑をかけているインドはともかくとして、中国が関税撤廃に慎重なのは、具体的には、日本に対して貿易を開放することを懸念しているからである。ASEAN から見れば、関税交渉の難航は本質的には日中の問題である。それを ASEAN がコントロールできないとすれば、RCEP の関税撤廃はむしろ低レベルの方が、貿易転換の負の影響を小さくできる。そんなことを ASEAN の交渉担当者は考えているのかも知れない。

今、ASEAN の交渉担当者が悩んでいるのは、関税ではなく、サービス貿易の自由化である。サービス貿易自由化に対する消極姿勢、これは、既存の地場の産業を守ろうというよりは、自由化がもたらすであろう利益について十分に納得できていないことによる。これは RCEP

に限らず、ASEAN 自身の経済統合の課題でもある。

唯一、ASEAN が RCEP に駆り立てられる可能性のある論理は、他のメガ FTA による ASEAN 中心性の減退である。RCEP 交渉に時間がかかってしまう、あるいは質の低い RCEP が出来上がってしまい、一方で強力なメガ FTA が ASEAN・東アジアを分断して成立すると、ASEAN の存在感は必然的に希薄になる。そのような事態を生み出す可能性があるのが、環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) である。

4 TPP のインパクト

TPP は、アジア太平洋地域の 12 カ国によって交渉が進み、2015 年 10 月に大筋合意、16 年 2 月に署名に至った。ASEAN10 カ国のうちブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナムの 4 カ国、ASEAN の FTA パートナー 6 カ国の中では日本、オーストラリア、ニュージーランドの 3 カ国が、TPP 交渉に参加していた。TPP が発効するには少なくともアメリカと日本の批准が必要であり、特にアメリカが批准できるかどうか危ぶまれる状況にあることは、新聞報道等で報じられている。しかし、TPP は、すでに ASEAN および東アジア諸国に大きな影響を与えつつある。それを 2 つの側面から見てみよう。

第 1 は、TPP が大筋合意以来生み出しているドミノ効果と、その ASEAN 経済統合および RCEP 交渉への影響である。

TPP は、交渉に参加していなかった国々に大きな衝撃をもって受け止められている。

ASEAN、東アジア諸国の反応は早かった。インドネシアと韓国の大統領は、2015 年 10 月のアメリカ訪問の際にいち早く、TPP に加盟希望であることをオバマ大統領に伝えた。台湾では、親 TPP の政権が誕生した。フィリピン、タイも、加盟に関心を示している。TPP に参加しなければとのドミノ効果は、伝統的な関税に関する貿易転換への恐れにとどまらず、TPP による投資環境改善が非参加国の相対的な立地の優位性を減退させることへの不安も、その一因となっている。

TPP の ASEAN 経済統合に対する影響については、短期的には心配に及ばない。ASEAN が TPP 参加国と非参加国に分断されていることは懸念材料の 1 つである。しかし、TPP もしよせんは FTA であって、重複して形成されてもそれで ASEAN の経済統合に直接傷が付くわけではない。ASEAN の分断という意味でそれより深刻なのは南シナ海問題かも知れないが、これも ASEAN が単独で最適解を求めるといような話ではなく、のらりくらりと落とすところを見つけようとするだろう。

心配なのは RCEP である。本来、質の高い TPP が成立するのであれば、貿易転換効果も考えられ、RCEP は存在感を失わないよう、質を上げなければならない。しかし、おそらくは TPP とのギャップが大きすぎるために、努力して RCEP を良くしようとの雰囲気盛り上がってこない。日本やオーストラリアなどは、RCEP の知財保護について TPP を参照した高いレベルのものを目指すよう促していると伝えられるが、ASEAN 諸国の反応は鈍い。

中国も TPP についてはかなり詳細な検討をしたはずだが、アジア地域に対する経済外交の軸足をむしろ FTAs からインフラ開発等に移

したように思われる。一応国際機関として成立したアジアインフラ投資銀行 (AIIB) もさることながら、自らのイニシアティブで自由に進められる一帯一路 (one belt one road) への力の入れ方は尋常ではない。ASEAN とは早速 ASEAN= 中国 FTA のアップグレードを始めたが、実際の経済効果を求めるというよりは、外交政策としての色彩が強い。RCEP についても、いかにも中国が先導しているかのような情報戦術を使いながら、その実は、なるべく自由化度の低いところでできるだけ早く妥結する、つまり、経済の内実よりも外交的なディスプレイを重視した戦略を採っている。RCEP 交渉の潮目を変えるには、TPP の発効が実現するなど、何らかの大きなショックが必要なのかも知れない。

第2は、TPP の協定文の内容が各国の政策改革に与える影響である。2015年11月に TPP のドラフトテキストがネット公開された。大部のテキストを見れば、さまざまな交渉上の妥協はあるにせよ、TPP が設定する自由化の水準と国際ルールのベースは決して低いものでないことは、誰の目にも明らかである。

TPP 交渉非参加国にとっての1つの壁は、高いレベルの自由化である。ほぼ100%の関税撤廃が要求され、サービスと投資に関してもネガティブ・リスト方式の約束が必要となる。関税撤廃については AEC である程度経験済みであるが、サービスと投資については未知の領域である。貿易円滑化についても、TPP は実のある貿易自由化を実現するため、行政の効率性向上や規制改革の加速に関し、さまざまな細かい手当てを行うこととしている。さらには、投資家対国の紛争解決 (ISDS) が付随している点も、大きなプレッシャーとなる。政府調達に

ついては、TPP は無差別原則の WTO 政府調達協定未調印国への拡大を意味する。この規律は、各国の官民癒着体質の打破という意味を持ちうる。

もう1つの壁は国際ルール作りの部分である。知財保護、競争、国有企業、労働、環境などに関し、新しいルールを受け入れるためにはどのような政策改革が必要となるのか。特に国有企業および指定独占企業については、民間企業との競争に関する大原則が物品取引のみならずサービスや投資についても書き込まれた。これは、これまでの WTO 協定、既存 FTAs、投資協定、OECD ガイドラインなどでもカバーできなかったものであり、国有企業等の改革に一定の規律を課すものである。もしこれらの国際ルールを受け入れるとすると、政府施策のいったいどの部分が変わらねばならないのか。これらについて TPP 非参加国は研究を進めている。

1つ注目しておかねばならないのは、TPP がティア 1b すなわちイノベーション・ハブを形成する段階でなすべきことを指し示している点である。多様なサービス・財の消費、B-to-C の重要性の認知は、先進国への道をたどるためのステップとして不可欠である。TPP における非関税障壁撤廃や貿易円滑化 (特に衛生植物検疫措置 (SPS))、全面的なサービス自由化、電子商取引などは、ティア 1b のための政策として認識されていくだろう。また、環境・労働への関心の高まりも、先進国となるための重要な要素である。

TPP の協定文が示した高いレベルの自由化と国際ルール作りは、かりに TPP が最終的に発効しなかったとしても、今後の ASEAN および東アジア諸国の政策改革に、一定の影響を

与えていくことが予想される。

5 ASEAN 中心性のゆくえ

2016年以降のAEC2025では、第5の柱に「グローバルなASEAN」が置かれている(ASEAN 2015b)。しかし、その内容はまだ十分に書き込まれていない。中身を充実させていくには、次のような3つの方向が考えられるだろう。

第1に、ASEAN域外とのつながりについても、まずは経済が前面に出るべきであり、その内容を明確化するため、グローバル・ヴァリュー・チェーンへの接続とその高度利用を明示的に目標とすべきである。

第2に、当面の課題はRCEPである。締結に至るスピードも大事だが、それ以上に内容の充実が求められる。TPPが成立しても霞んでしまわないような協定にしなければならない。当面の交渉で理想的なものができないのであれば、締結後すぐに内容を更新していけるようなスキームを考えたい。

第3に、経済外交ということ言えば、FTAsばかりでなく、もっと他の国際フォーラムにおけるASEANのプレゼンスに光を当ててもよい。たとえば、G20では、ASEANからはインドネシアがメンバーとなっているが、ASEAN議長国も招かれている。アジア太平洋経済協力(APEC)やアジア欧州会合(ASEM)などももっと使い道がありそうだ。ASEANとロシアとのダイアログも始まった。環境、エネルギーなどのグローバルなフォーラムでも、ASEANの存在感を示せる。二国間ドナーや国際機関との経済協力をもっと組織化することも

できよう。そして、何よりもまず、ASEAN+8となっている東アジアサミットの経済アジェンダを充実させていくこともできるはずである。これら多様な経済外交チャンネルも第5の柱に盛り込むべきである。そうすれば、RCEPばかりにとらわれず、もっと高い視点から域外とのつながりを構想していくことができるのではないだろうか。

[注]

- 1) たとえばASEAN (2015a, p. 93) 参照。
- 2) なお、日=ASEAN FTAに関しては、物品貿易の部分だけが署名・発効済みである(インドネシアのみ未発効)。しかしその後、2015年11月のASEAN=日本首脳会議のステートメントでは、サービスについて交渉終了、投資については交渉中とされている。また、現在、ASEANと香港との間のFTA交渉が進行中である。
- 3) 関税撤廃率は、各国独自のHS8~10桁ベースで計算すると、HS6桁ベースのものよりも高くなる場合も低くなるケースもある。ASEAN=日本FTAにおける日本の場合、HS6桁ベースでは表1にあるように91.9%であるが、HS10桁ベースでは86.2%となる。
- 4) ASEAN諸国のFTA特惠関税の利用については、たとえばIng and Urata (2015) 参照。
- 5) GATSおよびFTAsにおけるサービス貿易自由化の枠組みについては、経済産業省通商政策局 (2016) 参照。

[参考文献]

- Association of Southeast Asia Nations (ASEAN). (2015a) *ASEAN Integration Report 2015*. Jakarta: The ASEAN Secretariat.
- Association of Southeast Asia Nations (ASEAN). (2015b) *ASEAN Economic Community Blueprint 2025*. Jakarta: The ASEAN Secretariat.
- Fukunaga, Yoshifumi and Kuno, Arata. (2012) "Toward a Consolidated Preferential Tariff Structure in East Asia: Going beyond ASEAN+1 FTAs" (<http://www.eria.org/ERIA-PB-2012-03.pdf>).
- Ing, Lili Ing and Urata, Shujiro. (2015) *The Use of FTAs in ASEAN: Survey-based Analysis*. Jakarta: ERIA (<http://www.eria.org/research/fta/FY2013/No.5.html>).
- Ishido, Hikari and Fukunaga, Yoshifumi. (2012) "Liberalization of Trade in Services: Toward a Harmonized ASEAN++FTA" (<http://www.eria.org/ERIA-PB-2012-02.pdf>).
- 経済産業省通商政策局編 (2016) 『2016年版不正貿易報告書: WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策』。
- Medalla, Erlinda M. (2015) "Towards an Enabling Set of Rules of Origin for the Regional Comprehensive Economic Partnership." ERIA Discussion Paper 2015-03 (<http://www.eria.org/ERIA-DP-2015-03.pdf>).